

若年層に特化した笠岡市議会モニター設置要領

(目的)

第1条 この要領は、若年層に特化した笠岡市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置し、若年層の政治参加意識を喚起し、市議会に対する関心を高めるとともに、笠岡市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、意見等を広く聴取し、市議会の運営、活動等の強化、拡充及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「会議」とは、市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び笠岡市議会会議規則（昭和33年市議会規則第1号）第166条に規定する会議をいう。

(定員)

第3条 市議会モニターの定員は10人以内とする。

(資格)

第4条 市議会モニターは、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 笠岡市に在住、在勤、在学、若しくは岡山県又は広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町の区域内に所在する大学に在学する満15歳以上、満30歳未満の者
- (2) 国、地方公共団体及び一部事務組合の議会の議員でないこと。
- (3) 常勤の国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (4) 市の行政委員会の委員でないこと。
- (5) 暴力団その他反社会的団体の関係者でないこと。
- (6) 市議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (7) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴（ケーブルテレビ及びインターネット視聴を含む。）し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 笠岡市議会広報紙（以下「市議会かさおか」という。）、市議会ホームページ等による情報発信に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 市議会の運営、活動等に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された意見等の処理)

第6条 議長は、市議会モニターから提出された意見等を関係する会議に送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該意見等を提出した市議会モニターに通知

するとともに、市議会かさおか及び市議会ホームページ等で公表するものとする。

(募集方法)

第7条 市議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

(任期)

第9条 市議会モニターの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第10条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(報酬等)

第11条 議長は、第5条に規定する職務の内容及びそれに要した時間並びに当該職務に従事するに当たり、市議会モニターが負担した費用その他の事情を勘案し、必要と認められた額の謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第12条 市議会モニターに関する庶務は、広報公聴委員会及び議会事務局において処理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。